神奈川県

更新年月日:令和5年4月1日

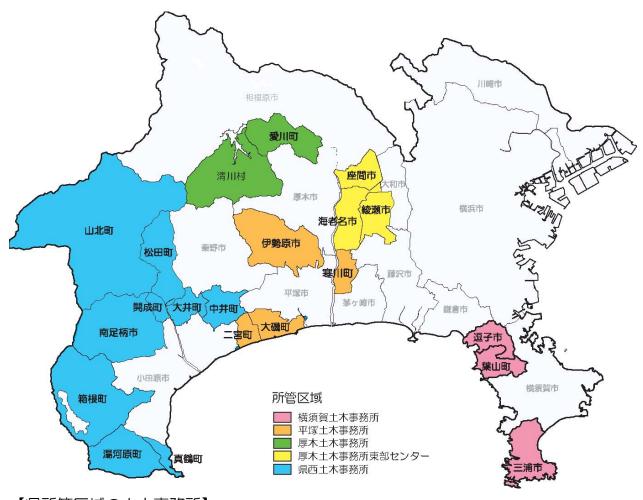
ホームページ http://www.pref.kanagawa.jp / 特定行政庁の設置(昭和25年)

確認申請担当課	開発許可担当課	消防担当課
県土整備局建築住宅部建築指導課 県土整備局建築住宅部建築安全課※ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL:045-210-1111 (建築指導課)内線6244 (建築安全課)内線6257 FAX:045-210-8884	県土整備局建築住宅部建築指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL:045-210-1111 内線 6248 FAX:044-210-8884	各市町村の消防

※ 建築審査会、定期報告制度、違反対策及び指定確認検査機関関係に限る

建築基準法に 基づく条例	神奈川県建築基準条例				
	報告の種類 建築物	報告の対		報告の周期 原則毎年※	
定期報告対象 建築物等の 指定概要	建築設備	定期報行 非煙	毎年		
	防火設備	政令指定	毎年		
	昇降機	政令指定の昇降機		毎年	
(神奈川県建築	遊戯施設	政令指定	毎年		
基準法施行細則)	※建築物の維持保全が適切に行われているもの(建築設備や防火設備のある建築物はそれらも含む)については、次回の報告は概ね2年後。 ※小荷物専用昇降機については、テープルタイプやフロアタイプに限らず報告対象。				
	工事種別	用途	規模等		
特定行政庁が指 定する中間検査 制度の概要	新築 増築 改築	全て	一の建築物における新築、増築又は改築に係る部 以上のもの又は当該部分の床面積の合計が500㎡		
	(適用の除外) 次に掲げる建築物は中間検査の対象から除く。 ・建築基準法第85条第6項の許可を受けた建築物 ※R4.6.3以降 ・建築基準法第68条の20第1項の規定により認証に係る型式に適合するものとみなさ れる認証型式部材等である建築物				
積雪荷重	政令第86条第3項の規定による垂直積雪量は次のとおり。 30cm(逗子市、三浦市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、開成町、真鶴町、湯河原町) 40cm(松田町、山北町、愛川町、清川村) 45cm(箱根町)				
法第 22 条の 指定	全域(逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、寒川町、座間市、海老名市、綾瀬市、開成町) 一部(伊勢原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町)				
法第52条8項	全域適用除外				
日影規制 ※大磯町、海老名 市は別途条例で 規定	建築基準法 別表第四(に)欄 -(1低・2低) :(一)3時間・2時間 二(1中高・2中高層) :(二)4時間・2.5時間 三(1住・2住・準住・近商・準工):(二)5時間・3時間 四(用途地域の指定なし※) : ロ 10m超・4m(二)4時間・2.5時間 ※非線引きのみ(市街化調整区域は含まない)				

	日影図作成上の緯度 (36°00′) 経度 (国土地理院等の地図に基づく申請地の経度)
白地地域における建築形態制限	概要は <u>こちら</u> をクリックしてください。



【県所管区域の土木事務所】

土木事務所	部・課	所在地	電話	所管区域
横須賀土木事務所	計画建築部まちづくり・建築指導課	横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800	逗子市、三浦市、葉山町
<u>平塚土木事務所</u>	計画建築部建築指導課	平塚市西八幡1-3-1 (神奈川県平塚合同庁舎内)	0463-22-2711	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
厚木土木事務所	計画建築部まちづくり・建築指導課	厚木市田村町2-28 (神奈川県厚木南合同庁舎内)	046-223-1711	愛川町、清川村
厚木土木事務所 東部センター	まちづくり・建築指導課	綾瀬市寺尾本町1-11-3	0467-79-2800	海老名市、座間市、綾瀬市
<u>県西土木事務所</u>	計画建築部まちづくり・建築指導課	足柄上郡開成町吉田島 2489-2 (神奈川県足柄上合同庁舎内)	0465-83-5111	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町

「建築確認べんり帳」へ戻る